慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	否認訴訟の国際裁判管轄： 改正ヨーロッパ倒産規則における管轄集中の原則をめぐる議論
Sub Title	Die internationale Zuständigkeit für Insolvenzanfechtungsklage
Author	芳賀, 雅顯(Haga, Masaaki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2019
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.42 (2019. 2) ,p.289- 317
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	伊東研祐教授・江口公典教授・中島弘雅教授退職記念号
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20190222-0289

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

否認訴訟の国際裁判管轄

――改正ヨーロッパ倒産規則における管轄集中の原則をめぐる議論――

芳　賀　雅　顯

1　はじめに
2　ヨーロッパ倒産規則の制定経緯
3　2000 年ヨーロッパ倒産規則での議論
4　2015 年改正ヨーロッパ倒産規則の制定
5　まとめと検討

1　はじめに

わが国における国際倒産法制が[1)]、UNCITRAL モデル法を基に整備されてから、一定程度の年月が経過した現在、国際倒産に対する実務の関心も次第に高まってきているといえる[2)]。この一連の国際倒産法制を整備するに際して、比較的活発な議論がなされた領域の一つとして否認権をめぐる問題があった。否認権をめぐっては、準拠法をいかにして決定するのかという問題[3)]、また、UNCITRAL モデル法 23 条が外国管財人による内国倒産手続での否認権行使適

1)「民事再生法」（平成 11 年法律第 225 号）の施行（2000 年 4 月）に伴う和議法（大正 11 年法律第 72 号）の廃止（2000 年 3 月）、「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律」（平成 12 年法律第 129 号）の施行（2001 年 4 月）、「民事再生法等の一部を改正する法律」（平成 12 年法律第 128 号）によって破産法および会社更生法に国際倒産関係規定が設けられた。法整備の経緯については、深山卓也編著『新しい国際倒産法制』（金融財政事情研究会、2001 年）7 頁以下を参照。

格を定めていることとの関係で日本法においても規定を設けるか否か議論がなされた。しかし、そのいずれも規定は設けられなかった[4)]。

このように、これまで国際倒産において否認権をめぐってはいくつかの点について議論がなされてきたが、否認訴訟の国際裁判管轄をどのように考えるのかについては、管見の及ぶ限りでは、論説等でこれまで議論にはなっていないようである。その背景には、倒産手続開始地国において否認権を行使することが当然の前提になっていたと考えられる[5)]。しかしながら、この点について解釈の余地がありうる。国際倒産管轄は、当該国家が倒産手続を開始することが

2）たとえば、東京大阪四会倒産法部シンポジウム「倒産と国際化」と題するテーマにおける、山本和彦「国際倒産法の規律と若干の個別問題の検討（上）（下）」NBL1105 号 22 頁、1106 号 58 頁、パネルディスカッション「在外資産や海外子会社の取り扱い上の問題点（上）（下）」NBL1107 号 60 頁、1108 号 58 頁、パネルディスカッション「国際倒産の実務上の諸論点」NBL1109 号 36 頁、パネルディスカッション「比較法的観点から見た法的整理の再検討（上）（下）」NBL1110 号 58 頁、1111 号 55 頁（以上 2017 年）がある。

また、「国際倒産事業再生をめぐる法的諸問題」と題する連載における、伊藤眞「リーマン国際倒産事件研究会報告を始めるにあたって」NBL1120 号 4 頁、上田裕康＝日高鑑「リーマン・ブラザーズグループの倒産手続の概要と将来への志向」NBL1120 号 6 頁、水元宏典「倒産手続における特定債権の劣後化」NBL1121 号 78 頁、杉本和士「再生手続におけるグループ関連会社の債権に関する劣後化義務」NBL1121 号 69 頁、水元宏典「合意による相殺と倒産手続」NBL1123 号 66 頁、多比羅誠「清算型民事再生の検討」NBL1125 号 73 頁、杉山悦子「グループ企業の国際倒産について」NBL1125 号 60 頁（以上 2018 年）といった特集のほかにも、とりわけ実務家による論考が近年多く著されている。

3）否認権の準拠法決定の問題については、一連の国際倒産関連立法がなされる前の属地主義による規律が妥当していたころにおいても、議論が活発になされていた。参照、石黒一憲『国際民事訴訟法』（新世社、1996 年）298 頁、貝瀬幸雄『国際倒産法序説』（東京大学出版会、1989 年）508 頁、高木新二郎『新倒産法制の課題と将来』（商事法務、2002 年）131 頁、田頭章一『企業倒産処理法の理論的課題』（有斐閣、2005 年）320 頁、山戸嘉一「破産」国際法学会編『国際私法講座（3）』（有斐閣、1964 年）903 頁、横溝大「国際倒産法の再検討（5）否認・双務契約・相殺（上）」NBL 663 号（1999 年）44 頁など。

4）山本和彦『国際倒産法制』（商事法務、2002 年）396 頁。その理由は、前者については、準拠法決定の問題はまだ議論が成熟しているとはいえなかったこと、また、後者については、否認訴訟が給付訴訟と解されている日本法のものとでは否認訴訟の原告適格をあえて規定する必要がなかったためとされている。

できる場合を定めるが、そのことがただちに外国当事者に対する否認訴訟の国際裁判管轄を基礎づけるのか否かは、別個の問題として検討の余地があるとも考えられるからである。すなわち、否認訴訟の管轄が認められる根拠を倒産手続開始地国であることに求めるのか、それとも国際裁判管轄の一般原則を根拠にするのか議論の余地がある。そしてこの問題は間接管轄（民事訴訟法 118 条 1 号）の判断にも影響を及ぼす。

この点について、一つの考えは、国際倒産管轄が肯定される場合には否認訴訟の管轄が認められるとする解釈がありうる。わが国の国内倒産事件では、否認訴訟の管轄は倒産裁判所の専属管轄とされている（破産法 173 条 2 項、民事再生法 135 条 2 項）。その趣旨は、否認に関する事件をできる限り統一的に行い効率化を図ることにあるとされ[6)]、この趣旨を国際倒産事件に及ぼすことができるならば、日本で国際倒産手続が開始されれば日本で否認訴訟を提起することができることになる（先の趣旨からすれば、この場合の管轄は国際専属管轄となろう）。したがって、債務者の営業所、住所、居所や財産が日本にある場合（破産法 4 条 1 項、民事再生法 4 条 1 項。ただし、会社更生事件では財産所在地管轄は認められない[7)]。会社更生法 4 条）には、外国の当事者に対する否認訴訟が可能になる。

もう一つの考えは、否認訴訟は、たしかに財団を増殖させる方法ではあるが、その本質は給付訴訟の一類型であると捉えたうえで、国際裁判管轄の一般原則に服させるという考えがあり得る。ドイツでは、この考えが一般的であった。この見解は、国際的な民事紛争における被告の管轄の利益を重視する立場であ

5）たとえば、河野俊行「倒産国際私法」金融商事判例 1112 号（2001 年）154 頁は、「わが国で主手続が開始した場合には」、破産法など「の規定に基づいて、外国において行われた行為に対して否認権が行使されることになる」と述べる。

6）中島弘雅『体系倒産法 I 破産・特別清算』（中央経済社、2007 年）366 頁、三上威彦『倒産法』（信山社、2017 年）423 頁。

7）株式会社の事業組織の再編を目指す会社更生手続において、財産所在地のみを理由に国際更生管轄を肯定するのは適切ではないと判断された。伊藤眞『会社更生法』（有斐閣、2012 年）136 頁。

る。渉外民事紛争においては、管轄原因の存否によって事件を審理する国そのものが異なることから、国内事件における管轄の利益とは比較にならないほど重大である。その点で、先に挙げた第 1 の見解は、原告の住所地管轄を基本に据えているとも評価することができ、被告住所地の原則（*actor sequitur forum rei*）を著しく後退させるものである。

両者いずれの見解によるのかは[8]、直接管轄のみならず、外国で否認訴訟が提起された場合の判決承認の場面（間接管轄）でも相違が生ずることになる。鏡像理論を前提とした場合、たとえば、会社更生事件では、財産所在地国であることのみを理由に外国で倒産手続が開始し、その国で提起された否認訴訟の判決は、第 1 の立場では日本で承認されないが第 2 の立場では承認されることになる。なお、外国倒産手続の承認援助法に基づく承認の対象となるのは、「外国倒産処理手続」である（同法 2 条 1 項 1 号）[9]。これは、「外国で申し立てられた手続で、破産手続、再生手続、更生手続、整理手続又は特別清算手続に相当するものをいう。」とされていることから[10]、外国で下された否認訴訟の判決はこれには該当しない。そのため、外国裁判所で否認権を行使して債務者に財産を返還することを命ずる判決が下された場合は、日本においてこの判決に基づいて執行判決（民事執行法 24 条 1 項）を求めることになると考えられる[11]。

この問題関心との関係で、2015 年 5 月 20 日の倒産手続に関するヨーロッパ連合理事会規則（以下では、2015 年改正ヨーロッパ倒産規則と表記する）が、管轄集中に関する原則（*vis attractiva concursus*）[12] を採用した点が注目に値する。すなわち、上記第 1 の見解を採用した。本稿は、とくに否認訴訟の国際倒産管

8）その他にも、両者の見解を融合して管轄を広く認める立場や、直接管轄と間接管轄を鏡像させない立場もありえよう。

9）なお、外国倒産手続の承認との関係で主手続（COMI）の意義が問題となった下級審裁判例として、東京高決平成 24 年 11 月 2 日判時 2174 号 55 頁がある。

10）モデル法との対比は、山本・前掲注 4）370 頁。

11）福岡真之介「国際倒産（1）――準拠法と承認」ジュリスト 1450 号（2013 年）88 頁。

12）Vis attractiva concursus 原則に関する比較法的な包括的研究として、Willemer, Vis attractiva concursus und die Europäische Insolvenzordnung, 2006.

轄をめぐる議論を中心に、ヨーロッパ倒産規則の改正までの経緯を紹介するとともに、日本法への示唆を得ることを目的として、若干の検討を試みるものである。以下では、まず、ヨーロッパ倒産規則が制定されるまでの流れを簡潔に確認し、改正前の2000年5月29日ヨーロッパ連合理事会倒産規則（2000年ヨーロッパ倒産規則と表記する）において何が問題とされたのか、それに対してヨーロッパ司法裁判所（本稿ではこの表記で統一する）がどのような理由に基づいて管轄集中を肯定したのか、さらに2015年改正ヨーロッパ倒産規則の規定について、日本法からみてどのような示唆が得られるのかを検討してみたい。

2　ヨーロッパ倒産規則の制定経緯

国際的な事業活動を行っている企業や個人が、財政的窮境に陥っている場合に、多くの利害関係人（企業や個人）が複数の国を跨って関係してくることから、複数の国での倒産法が関係してくることになる。そのため、国際倒産に関する規律を設ける国が次第に増えてきたが、各国の国内法の相違に基づく利害関係人の実務上の煩雑さや、法適用の調整の困難さから法統一の必要性がかねてから国際的に説かれていた。このような流れを受けて、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）は1997年に国際倒産に関するモデル法を採択した[13)]。

他方、ヨーロッパでも、UNCITRALモデル法制定以前から国際倒産に関する規律の必要性が強く認識されていた。1957年ヨーロッパ共同体設立条約220条をもとに、1968年ブリュッセル条約（「民事および商事についての裁判管轄権および判決の執行に関する条約」）が成立したが、これは国際裁判管轄および外

13）UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）において国際倒産に関する取り組みが開始したのは、1992年5月にニューヨークで開かれたシンポジウム「Uniform Commercial Law in the Twenty-first Century」での実務家の提言によるとされる。その後、1994年4月ウィーンで開催されたシンポジウムで方向性が定まり、1995年5月のUNCITRAL第28回総会で基本方針が承認され、そして1997年5月の第30回総会でモデル法が採択された。参照、花村良一「UNCITRALモデル法とわが国の国際倒産法制」金融・商事判例1112号（2001年）59頁。

国判決の承認に関する規律を定めたヨーロッパワイドでの条約であった。しかし、倒産事件は、この条約の事項的な適用範囲からは除外されていた。その理由は、国際倒産に関する事件は、外国判決の承認・執行に関する事件よりも複雑な問題が生ずるため、両者を一体的に規律する条約を作成しようとすると、条約作成の進行に支障が生ずることがあげられていた。そこで、ヨーロッパ共同体（EC）における国際倒産に関するルール作りのための作業委員会が設けられた[14)]。委員会は1970年「破産、和議およびそれに類する手続に関する条約草案」、1980年「破産、清算、整理、和議およびそれに類する手続に関する条約草案」、1990年「破産の国際的側面に関するヨーロッパ評議会条約」（イスタンブール条約。未発効）、1992年「破産条約草案」（第一草案）、1994年「破産条約草案」（第二草案）、そして1994年草案を踏まえた1995年条約を作成されたがいずれも失敗に終わった[15)]。とくに、この1995年EU条約は、イギリスが政治的理由により参加を見合わせたことにより発効に至らなかった[16)]。ヨーロッパの統一ルールは、2002年5月31日施行のヨーロッパ倒産規則（以下では2000年ヨーロッパ倒産規則という）によってようやく実現したが、この2000年ヨーロッパ倒産規則は内容的には1995年条約と同内容であった。

3　2000年ヨーロッパ倒産規則での議論

（1）倒産規則と国際裁判管轄規則の関係

2000年ヨーロッパ倒産規則は[17)]、2015年改正ヨーロッパ倒産規則と同様に[18)]、

14）委員会の特色の一つとして、国際倒産における倒産実質法の統一 Vereinheitlichung des Konkursrechts（Sachrechtsvereinheitlichung）を目指していた点をあげることができる。Vgl. Thieme, Der Entwurf eines Konkursübereinkommens der EG-Staaten von 1980, RabelsZ 45（1981）, 459, 465 f.

15）高木新二郎『倒産法の改正と運用』（商事法務研究会、2000年）253頁以下。

16）その背景として、イギリスの狂牛病問題（BSE）をめぐる他のEU諸国の対応に不満を抱いたイギリスが、EUの政策実現に非協力的になった点が指摘されている。Fletcher, Insolvency in Private International Law, §7.06−7.07（2d ed. 2005）.

デンマークを除くヨーロッパ連合構成国において適用された。しかし、これらの規則が定める適用範囲外については規則の適用はないことになる。そのため、否認訴訟の国際裁判管轄については、2000年ヨーロッパ倒産規則と財産関係事件の国際裁判管轄を規律するルール（1976年ブリュッセル条約、そしてその改訂版であるブリュッセル（Ⅰ）規則、ブリュッセル（Ⅰa）規則）の適用範囲との関係が問題となった。

しかし、前記2において確認したように、1968年ブリュッセル条約は、条約の制定をできるだけ早期に実現させるために倒産関係事件を適用範囲から除外して作業が行われた。同条約1条2項2号において、倒産関係事件が同条約の適用範囲外であることが規定されている[19)]。2000年のブリュッセル（Ⅰ）規則1条2項（b）、2012年のブリュッセル（Ⅰa）規則1条2項（b）も同様に倒産事件を除外している。そのため、ヨーロッパ倒産規則あるいは各国の国内法の適用関係が問題になる（なお、これらヨーロッパ倒産規則（2000年倒産規則、2015年規則）とブリュッセル条約・同規則（Ⅰ規則、Ⅰa規則）における倒産事件の管轄の齟齬が生じないようにすることが意識されたが[20)]、理論的には齟齬が生じうるとの有力な指摘もなされている[21)]。後者の考えを肯定する場合には、各構

17）2000年ヨーロッパ倒産規則前文中の検討事由33において、同規則がデンマークに適用されないことが示されている。

18）2015年改正ヨーロッパ倒産規則前文中の検討事由88において、同規則がデンマークに適用されないことが示されている。

19）1968年ブリュッセル条約（試訳）

第1条［適用範囲］

第1項　本条約は、裁判権の種類いかんに関わらず、民事および商事事件に適用されるものとする。本条約は、とくに、租税および関税事件ならびに行政法上の事件を対象とするものではない。

第2項　本条約は、以下に掲げるものには適用されない。

第1号　人の身分上の地位、自然人の権利能力、行為能力および法定代理、夫婦財産制、遺言法を含む相続法の領域

第2号　破産、和議およびそれに類する手続

第3号　社会保障

第4号　仲裁

成国の国内法による処理ということも考えられる）。

(2) 2000年ヨーロッパ倒産規則の規律

倒産規則の事項的な対象が明確であれば問題は生じなかったが、2000年ヨーロッパ倒産規則の規定はかならずしも明確ではなかった。すなわち、同規則によると、債務者の主たる利益の中心地（COMI）の構成国裁判所が倒産管轄を有し（3条1項）、この主手続開始地国裁判所が下した裁判は無方式で他の構成国に効力が拡張されることとなった（25条1項）[22]。しかし、主手続開始地国裁判所が、いかなる事項について管轄を有するのかは3条や16条からは明らかでない（後掲条文を参照）。間接管轄を定める25条1項2文が、「倒産手続に直接由来し、かつ倒産手続と密接に関連する裁判（Entscheidungen, die unmittelbar aufgrund des Insolvenzverfahrens ergehen und in engem Zusammenhang damit stehen; judgments deriving directly from the insolvency proceedings and which are closely linked with them）」は他の構成国で承認されると定めていることから、何がこれに該当するのかが問題となった。

この問題に対する解決方法として、3つの選択肢が提案されていた[23]。第1

20）ブリュッセル条約に関するシュロッサー報告書に、その点が述べられている。Schlosser-Bericht, in: Geimer/Schütze, Internationaler Rechtsverkehr in Zivil- und Handelssachen, Bd. 3, S. 601−15. ブリュッセル規則と倒産規則との関係でも、その点が強調され、ある倒産関係事件がブリュッセル規則の適用範囲外の場合には、倒産規則の適用範囲内に含まれると解すべきである旨を説く見解がドイツでは主張されている。 Vgl. Thomas/Putzo/Hüßtege, ZPO, 39.Aufl.2018, EuGVVO Art. 1 Rdnr. 14. 2000年ヨーロッパ倒産規則の改正に向けたハイデルベルク＝ルクセンブルク＝ウィーン報告書においても、管轄規則（当時のブリュッセル（Ⅰ）規則）と倒産規則の限界画定問題は国際倒産において最も議論され論争が巻き起こった問題と評されている。Laukemann, in: Hess/Oberhammer/Pfeiffer, European Insolvency Law: Heidelberg-Luxemburg-Vienna Report, 2014, Rdnr. 484.

21）2000年倒産規則との関係でこのことを説くのは、Mankowski, in: Rauscher（Hrsg.）, Europäisches Zivilprozess- und Kollisionsrecht, 4.Aufl.2016, Art. 1 Brüssel 1a-VO Rdnr. 63.

22）自動承認に基づく効力拡張である。Vgl. Münchner Kommentar/Thole, Insolvenzordnung, 3.Aufl.2016, Bd.4, EuInsVO 2000 Art. 25 Rdnr. 9 ff.

23）See Mangano, in: Bork/Mangano（ed.）, European Cross-Border Insolvency Law, § 3.69（2016）.

のアプローチは、各構成国の管轄ルールを適用するというものである。その根拠として、2000年倒産規則は関連訴訟について規定を設けていないため、その規律は各構成国に委ねられているというものである[24)]。しかし、各国の管轄ルールは相違があるため管轄の抵触が生じることから説得的でないとされた（その結果として、後述のSeagon事件が生じた）。第2のアプローチは、ブリュッセル（Ⅰ）規則（当時）1条が定める倒産事件を適用除外とする規定を制限的に解釈して、適用除外規定を倒産手続にのみ適用し倒産関連手続（insolvency-related proceedings）にはこの規定を適用しないというものであった[25)]。しかし、いわゆる倒産関連訴訟を倒産手続から切り離すことは異なった種類の管轄が複数生ずる事態を招くこととなるとして、手続運営の観点から批判があった。つまり、倒産手続については一つの法廷地（いわゆる倒産法廷地 *forum concursus*）が認められるのに対して、関連訴訟についてはブリュッセル（Ⅰ）規則に基づき複数の管轄裁判所が認められてしまうとの批判であった。第3のアプローチは、2000年ヨーロッパ倒産規則を倒産関連訴訟にも類推適用し、倒産関連訴訟を倒産法廷地に引き込む立場である[26)]。第3の立場は、管轄の抵触を回避することができる点で支持をえていた[27)]。各構成国の裁判所では、これら3つの立場が区々に採用されていたとされる[28)]。しかし、ヨーロッパ司法裁判所は、後述のように第3の立場をとることを明らかにした。

以下、関係する条文を掲げる。

2000年ヨーロッパ倒産規則（試訳）[29)]

第3条［国際倒産管轄］

24）ドイツ連邦通常裁判所がこの立場をとっていた。Mangano, supra note 23, § 3.69.

25）Leipold, Zuständigkeitslücken im neuen Europäischen Insolvenzrecht, in: FS. Ishikawa, 2001, S. 221, 233. See Mangano, supra note 23, § 3.69; vgl. auch Münchener Kommentar/Reinhart, InsO, 2. Aufl.2008, Bd. 3, EuInsVO Art. 25 Rdnr. 11.

26）Paulus, Anfechtungsklagen in grenzüberschreitenden Insolvenzverfahren, ZinsO 2006, 295; 298.

27）Pannen, in: Pannen（Hrsg.）, Europäische Insolvenzordnung, 2007, Art. 3 Rdnr. 110.

28）Mangano, supra note 23, § 3.70.

第 1 項　債務者が領域内に主たる利益の中心を有する構成国の裁判所は、倒産手続を開始する管轄権を有する。会社および法人の場合には、反対の証明がなさないかぎり、その主たる利益の中心は定款上の所在地であると推定される。

第 2 項　以下省略

第 16 条

第 1 項　第 3 条により管轄権を有する構成国の裁判所が開始した倒産手続は、その開始決定が手続開始地国で効力を生じたときから、他のすべての構成国において承認される。債務者が、他の構成国においては倒産手続に服する資格を有しない場合も同様とする。

第 2 項　以下省略

第 25 条

第 1 項　第 16 条により開始決定が承認される裁判所が下した倒産手続の進行または終了に関する裁判ならびに当該裁判所が認可した和議も、開始決定と同様に無方式で承認される。この裁判は、加入条約によって修正された民商事事件の裁判管轄および裁判の執行に関するブリュッセル条約第 31 条ないし第 51 条（ただし第 34 条第 2 項は除く）によって執行される。

第 1 文は、倒産手続から直接生じ、かつ倒産手続と密接な関連性を有する裁判であれば、他の裁判所によってなされた裁判にも適用される。

第 1 文は、倒産手続開始申立て後になされた保全処分に関する裁判にも適用される。

第 2 項　以下省略

29）条文訳は、貝瀬幸雄『国際倒産法と比較法』（有斐閣、2003 年）26 頁、56 頁、73 頁を参考にした。

(3) Virgos-Schimt 報告書での説明

2000 年ヨーロッパ倒産規則を検討するうえで重要な資料として、Virgos-Schimt 報告書がある[30]。この報告書は、本来は 1995 年の EC 倒産条約のために作成された。しかし、イギリスが同条約の署名を拒否したため条約は発効には至らなかった。その後、この条約と同じ内容の 2000 年ヨーロッパ倒産規則が施行されたことから、同規則の条文解説書において、この報告書は頻繁に参照されている。

まず、Virgos-Schimt 報告書は、1968 年ブリュッセル条約が適用対象から外した事項を 2000 年倒産規則がカバーすることを明確に述べている。その前提として、ブリュッセル条約での Schlosser 報告書を確認する必要がある。Schlosser 報告書は、ブリュッセル条約 1 条 2 項 2 号との関係で同条約の適用対象から除外されるのは、「破産から直接生じ、それゆえヨーロッパ共同体の破産条約の適用範囲に該当する紛争」であるとしている[31]。また、ヨーロッパ裁判所は、1979 年 2 月 22 日判決（*Gourdain* 対 *Nadler* 事件）で[32]、条約 1 条 2 項 2 号の解釈として倒産法が直接の法的根拠となり、かつ、倒産手続と密接な関係を有する訴訟は、ブリュッセル条約の適用から排除されるとの基準を採用した。Virgos-Schimt 報告書は、この 1979 年ヨーロッパ裁判所判決が述べた基準に該当する訴訟は倒産規則（報告書では条約）に服するべきであり、そのように扱わないと、一般的な管轄条約と倒産に関する特別条約との間で正当化することができない空白（gaps）が生ずると述べる。その上で、このような理由から倒産規則 25 条 1 項第 2 文は、明示的にブリュッセル条約の適用除外と同一の基準を採用したとした[33]。

このように、Virgos-Schimt 報告書は、ブリュッセル条約（そして同規則）が

30）Virgos-Schimt Report, in: Moss/Fletscher/Isaacs, The EU Regulation on Insolvency Proceedings, at 557 et seq（3d ed. 2016）.

31）Schlosser-Bericht, a.a.O.（Fn 20）, S. 601−15 f.

32）EuGH Urt. v. 2. 22. 1979, RIW 1979, 273.

33）Virgos-Schimt Report, Point 195, supra note 30, at 599.

規律対象から外した事項的範囲を、倒産条約（倒産規則）が鏡像的にカバーすることを明らかにする[34]。では、具体的にどのような訴訟が倒産条約の対象となるのかを、Virgos-Schimt 報告書の説明を見てみたい。まず、同報告書では、倒産法に基づき、かつ倒産手続を通じてのみ可能であるか倒産手続と直接関係がある訴訟が該当するとしている。そして、具体的にはつぎのような該当例を挙げている。すなわち、否認訴訟、破産法に基づく取締役責任追及の訴え[35]、債権の許容性と順位に関する訴訟、管財人と債務者間で争われた財産の財団帰属に関する訴訟は倒産法から生じた訴訟であり、倒産条約（規則）が適用されるとした[36]。これに対して、倒産法以外の法に基づく訴訟は、たとえ倒産手続の開始によって影響を受けることがあっても包含されることないとする。たとえば、債権（契約）の存否や範囲が破産法以外の一般法により争われる訴え、債務者が占有する財産の返還請求訴訟、そして、より一般的には、倒産手続開始の有無を問わずに債務者が提起可能な訴えがその例であるとする[37]。

(4) ヨーロッパ裁判所の判断

このように Virgos-Schimt 報告書の立場では、否認訴訟は倒産規則の適用範囲内に該当する。このような扱いは、倒産裁判所への管轄集中という観点からは、*vis attractiva concursus* の原則と呼ばれる[38]。しかし、各構成国の国内法上、これとは異なる扱いを認める立場もある。すなわち、倒産裁判所が否認訴訟の管轄を有するのではなく、一般の管轄原因に基づいて否認訴訟を提起することができることを認める立場がある。たとえば、イタリア[39]、フランス[40]やイ

34）異論を唱えるのは、Mankowski, a.a.O.（Fn. 21）, Art. 1 Brüssel 1a-VO Rdnr. 63.

35）この訴えはフランス法上認められているものであるが、ヨーロッパ裁判所は、前掲の 1979 年 2 月 22 日判決でブリュッセル条約の適用外であると判断した。

36）Virgos-Schimt Report, Point 196, supra note 30, at 599.

37）Virgos-Schimt Report, Point 196, supra note 30, at 599.

38）この考え自体は、すでに 1980 年草案 15 条において提唱されていた。Vgl. Kegel/Thieme, Vorschläge und Gutachten zum Entwurf eines EG-Konkursübereinkommens, 1988, S. 50 f.; Jahr, in Kegel/Thieme, a.a.O., S. 305 ff.

ングランド[41]は、この *vis attractiva concursus* 原則を採用していると説かれる。しかしながら、ドイツはこの考えを否定している[42]。すなわち、ドイツでは、国内倒産事件の場合、否認訴訟の特別裁判籍は認められておらず、土地管轄に関する一般原則によって定まる扱いをしている[43]。このようにEU構成国各国における国内法の法状況は一致していない[44]。

そこで、ヨーロッパ司法裁判所が、2000年ヨーロッパ倒産規則の解釈として、この問題をどのように判断をしたのか、著名な2つの事件を紹介する。

(A) ヨーロッパ司法裁判所2009年2月12日判決[45]

最初の事件（*Seagon* 対 *Deko Marty* 事件）は、ドイツで開始した倒産事件について否認訴訟の相手方がブリュッセルに本拠を有する場合に、ドイツが倒産規則に基づいて否認訴訟の管轄を有するのか否かが問題となった。否認訴訟はブリュッセル（Ⅰ）規則（当時）の適用はなく、また2000年ヨーロッパ倒産規則の適用があるのか否か条文上は明らかでなかった。そのため、ドイツでの国内法上のルールに従った場合には国際裁判管轄の一般原則に服するため、ドイツは当該事案の否認訴訟の国際裁判管轄を有しないのではないか、疑問が生じた。ヨーロッパ裁判所は、2009年2月12日判決で、同規則1条2項および25条に基づき管財人による否認訴訟は同規則の事項的適用範囲内にあるとし、管轄集中を肯定した。

39）イタリア倒産法24条。See Mangano, supra note 23, § 3.68.

40）1888年10月29日破棄院判決以降、この原則を肯定していたと説かれる。Willemer, a.a.O.（Fn. 12）, S. 28 f.

41）1986年倒産法363条1項。Willemer, a.a.O.（Fn. 12）, S. 29 f.

42）Paulus, Insolvenzrecht, 3.Aufl.2017, Rdnr. 47.

43）Huber, in: Gottwald（Hrsg.）, Insolvenzrechts-Handbuch, 5.Aufl.2015, §51 Rdnr. 31.

44）その他にも、オーストリア法、スイス法、アメリカ合衆国連邦倒産法がこの原則を認めていると説かれる。Paulus, a.a.O.（Fn. 42）, Rdnr. 47. また、イタリア法、ベルギー法、スペイン法もこれを肯定するとされる。Willemer, a.a.O.（Fn. 12）, S. 30 ff.

45）EuGH Urt. v. 12. 2. 2009, NJW 2009, 2189.

【事案】

2002 年 3 月 14 日にドイツに本拠を有する訴外 A（債務者。Frick 社）は、ブリュッセルに本拠を有する Y（Deko 社）に、デュッセルドルフの口座を通じて 5 万ユーロを送金した。ところが、翌 3 月 15 日に、A はマールブルク区裁判所に倒産手続の申立てを行い、同年 6 月 1 日に開始決定が下された。A 社の管財人 X（Seagon）は、Y に A が送金した金銭の返還を求める訴えをマールブルク地方裁判所に提起した。これに対して、同地方裁判所は、否認訴訟の国際裁判管轄を有しないとして、訴えを却下した。事件は上告審まで行き、連邦通常裁判所は先行判決を求めてヨーロッパ司法裁判所に事件を付託した。

【裁判所の判断】

裁判所は、おおよそつぎのように述べて、否認訴訟の国際裁判管轄は主手続開始地国が有するとした。

否認権は、ドイツ倒産法 129 条以下に規定があり、管財人だけが、否認訴訟を提起することができる。ドイツ倒産法 130 条から 146 条によると、管財人は、倒産手続が開始される前に行われた、債権者に損害をもたらす行為を否認することが認められている。本件で問題となっている否認訴訟は、倒産手続の対象となっている事業主体の財産を増殖させることを目的としている。そこで、本件で問題となっている行為を否認することが、2000 年倒産規則の適用範囲内であるのか否かを検討することは適切である。

1968 年ブリュッセル条約に関する判例法によると、訴訟が破産または清算（bankruptcy or winding-up）から直接生じ、また、これらと密接な関係にある場合には、当該訴訟は破産または清算に関係するものであり、同条約の適用範囲外である。この基準に基づいて 2000 年ヨーロッパ倒産規則の前文にある検討理由 6 は、倒産手続を開始する管轄、および、倒産手続に直接基づいて下され、かつ、その手続と密接な関係がある判決に限定して同規則は定めていると述べる。したがって、2000 年ヨーロッパ倒産規則 3 条 1 項も、同様な場合に限定される。それゆえ、「倒産手続を開始する管轄を有する構成国裁判所において、事業倒産に直接関連するすべての訴訟を集中させることは、2000 年倒産規則

前文中の検討理由 2 および 8 において言及されている、国境を越えて効力を有する倒産手続の実効性および効率性を促進させるという目的に沿うものといえよう」。さらに、この解釈は、域内市場を適切に機能させるためには、当事者がより有利な法的地位を得ようとして、ある構成国から別の構成国に財産や手続を移転させるインセンティブを削ぐことが重要であるとして、同規則前文中の検討理由 4 でつぎのように確認された。複数の構成国で提起された否認訴訟について、複数の裁判所が管轄を有することを認めると、先に述べた目的を損なうことになるであろう。最後に、規則 25 条 1 項の第 1 文は、倒産手続開始地国が下した裁判を承認する義務を課しているが、同項第 2 文によると、倒産手続から直接生じ、かつ倒産手続と密接な関係を有する裁判についても、第 1 文が適用される。そこで、この規定は、3 条 1 項によって倒産手続が開始した構成国の裁判所が本件で問題となった種類の訴訟についても管轄を有することを認めるものである。そこで、「2000 年倒産規則 3 条 1 項については、倒産手続が開始した構成国の裁判所が、他の構成国に定款上の本拠を有する者に対する否認訴訟について管轄を有すると解すべきである」とした。

この判決に対しては、実務家からの賛成が表明されているものの[46]、研究者からは批判が多い[47]。たとえば、シュテルナー / ケルンは[48]、ヨーロッパ司法裁判所が根拠としてあげる、管轄集中原則によってフォーラム・ショッピングがなされる危険を回避する可能性があるとの根拠に対しては、そのような危険が生ずるのはむしろ倒産手続開始地国の設定に際して生ずるのであり、否認訴訟については妥当しないと説く（否認の準拠法は 2000 年倒産規則 4 条 m により、倒産手続開始地国法による準拠法の統一が図られている）。その上で、このような根拠で否認訴訟について原告の裁判籍（Klägergerichtsstand）を正当化す

46）Cranshaw, Grenzüberschreitende Anfechtungsklagen, ZInsO 2012, 1237, 1238.

47）Hau, KTS 2009, 383（結論、理由ともに反対）; Mörsdorf-Schulte, Zuständigkeit für Insolvenzanfechtungsklagen im Eröffnungsstaat, ZIP 2009, 1456, 1457 f.; Stürner/Kern, EuGH Urt. v. 12. 2. 2009 - C 339/07, LMK 2009, 278572（結論、理由ともに反対）; Weller, BGH Urt. v. 19. 5. 2009 – Ⅸ ZR 39/06, LMK 2009, 292909.

48）Stürner/Kern, a.a.O.（Fn. 47）, LMK 2009, 278572.

ることはできないと批判する。

（B）ヨーロッパ司法裁判所 2014 年 1 月 16 日判決[49)]

この事件も、否認訴訟の国際裁判管轄が 2000 年ヨーロッパ倒産規則との関係で問題となった事案（*Schmid* 対 *Hertel* 事件）である。先に紹介した 2009 年ヨーロッパ司法裁判所判決の事案との相違は、スイス（＝構成国ではない）に在住する者に対して、2000 年ヨーロッパ倒産規則 3 条 1 項に基づいて否認権行使をすることが可能か否か問題となった点である。

【事案】

X（Schmid）は、2007 年に訴外 A（Aletta Zimmermann）の管財人に任命された。2007 年 5 月 4 日に、A 女史に対する倒産手続がドイツで開始した。この手続は、倒産規則 3 条 1 項および 27 条にいう主手続であり、他の構成国では従手続（＝第 2 手続）は開始していなかった。

X は、スイスに在住する Y（Lilly Hertel 女史）に対して、AY 間でなされた取引を否認する手続をドイツの裁判所で開始し、それによって 8000 ユーロと利息を倒産財団のために Y から回収することを試みた。しかし、ドイツでの第 1 審および控訴審の裁判所は、本件についてドイツの裁判所は管轄を有しないとして訴えを却下した。X は、連邦通常裁判所に上告した。連邦通常裁判所は、手続を中止し、以下の問題についてヨーロッパ裁判所に先行判決を求めた。すなわち、「債務者の財産に関する倒産手続が開始した領域の構成国裁判所は、構成国の領域内に住所または定款上の所在地を有しない者に対して、倒産を理由として取引を否認する訴訟につき管轄を有するか」。

【裁判所の判断】

倒産規則 3 条 1 項に基づき、倒産手続が開始した構成国裁判所は、構成国に居住していない者に対して提起された、取引を否認する訴訟を審理し裁判する管轄を有するとした。

49）EuGH Urt. v. 16. 1.2014, NJW 2014, 610.

「この問題に回答するために、まず指摘しておかなければならないのは、規則 3 条 1 項は、債務者に対する倒産手続を開始することについて、債務者が主たる利益の中心を有する領域内にある裁判所が管轄を有するとだけ定めていることである。先行判決に付託することとなった手続では、債務者の主たる利益の中心地はドイツである」。「……1 条（適用範囲）によっても、同条に含まれる倒産手続のリストを示す規則の補遺によっても、規則の適用範囲は制限されない。同じことは検討事由 14 についてもあてはまるのであり、それによると、主たる利益の中心地がヨーロッパ連合の領域にない場合にのみ規則の適用が排除されることになる。」このように場所的適用範囲を広く解釈することで、規則の目的と調和を図ることができる。つまり、フォーラム・ショッピングをするために対象財産や法的紛争をある国から別の国に移すことを阻止することが可能になるし（検討事由 4）、国境を越える倒産手続の効率性を高めることができ（検討事由 8）、また、債務者の全財産を包含することができる（検討事由 12）。最後の目的は、構成国間の関係のみならず、必然的に、文言上、あらゆる渉外事案を含むものである、と。裁判所はこのように述べて、主たる利益の中心地が構成国内にあるならば、否認訴訟の相手方が第 3 国に所在していてもドイツで否認訴訟を提起することができるとした。

この判決に対しては、賛成評釈がある[50)]。賛成の根拠は、倒産規則が手続開始のためには債務者の主たる利益の中心地が構成国内にあることだけを要求しているという規則の文言、あるいは、管財人の視点からは、否認訴訟の被告が構成国内に所在していなくても否認訴訟を提起することができる点でメリットがある点があげられる。もっとも、ドイツの通説的な理解は、これに反対するとされる[51)]。たとえば、パウルスは[52)]、ヨーロッパ倒産規則の適用は構成

50）Arts, Zum Anwendungsbereich der EuInsO – Das Ende der Lehre vom qualifizierten Gemeinschaftsbezug, IPRax 2014, 390, 393; Brinkmann, EuGH Urt. v. 16. 1.2014 – C-328/12, LMK 2014, 356291; Kindler, Insolvenzanfechtungsklage gegen einen in einem Drittstaat ansässigen Beklagten am Gerichtsstand des Hauptinsolvenzverfahrens, RIW 2014, 137, 138; Schultz, Internationale Zuständigkeit für Anfechtungsklage gegen in Dritttstaat ansässigen Anfechtungsgegner, EuZW 2014, 262, 264 f.

国相互の信頼関係を前提としているのであり、第三国との関係ではこの相互信頼が成立してないと説く。

（C）２つの判決のまとめ

これら２つのヨーロッパ司法裁判所判決からは、否認訴訟は主手続開始地国裁判所の管轄に服することが確認された。最初の *Seagon* 対 *Deko Marty* 事件判決は、管轄集中原則を肯定した根拠を、まず、ブリュッセル条約における事項的適用範囲との関係から説いた。つまり、ブリュッセル条約は倒産手続を除外して定めていることから、倒産規則は同条約で除外された部分を規律する目的で制定された。具体的には倒産手続を開始する管轄、および、倒産手続に直接基づいて下され、かつ、その手続と密接な関係がある判決に限定して規定を置いた。そして、同規則の適用基準からは否認訴訟の管轄も主手続開始地国に含まれる。第二に、否認訴訟について複数の国の裁判所に管轄を認めるとフォーラム・ショッピングを誘発することになりかねず、このことは国際倒産手続を効率的かつ実効的に運用する観点から好ましくない。第三に、規則 25 条 1 項の解釈によると、主手続開始地国で下された裁判を承認する義務の中には、倒産手続から直接生じ、かつ倒産手続と密接な関連性を有する裁判も含まれると解することができる。

さらに、*Schmid* 対 *Hertel* 事件では、否認訴訟の相手方が構成国に本拠を有している必要はないとの判断を下した（このことは、たとえば、日本企業が EU 構成国で倒産規則に基づいて開始した倒産手続において、否認訴訟の相手方になりうることを示す）。その理由は、第一に、倒産規則 3 条 1 項は、債務者の主たる利益の中心地が構成国内にあれば倒産規則を開始することができるとしており、否認訴訟の相手方が EU 構成国以外に本拠を有していることは規則の適用上問

51）ブリンクマンによると、ドイツの通説は反対の立場である。Brinkmann, a.a.O.（Fn. 50）, LMK 2014, 356291.

52）Paulus, Vom Nutzen und Nachteil einer *vis attractiva concursus* für das heutige Insolvenzrecht, in: FS. Gottwald, 2014, S. 485.

題がないことをあげる。第二に、否認訴訟の相手方がEU構成国域外に本拠を有する場合にも同規則の適用を肯定することで、より充実した同規則の目的達成が図られるとする。具体的には、フォーラム・ショッピングの阻止、管轄集中による手続運営の簡素化・効率化、債務者の財産を国際的に包括的に管理することが可能になるという点である。

4　2015年改正ヨーロッパ倒産規則の制定

(1) 改正に際しての議論

2000年ヨーロッパ倒産規則については、ヨーロッパ委員会が2012年3月に外部評価を委嘱している。ハイデルベルク大学とウィーン大学は、ヨーロッパ委員会からの委嘱に基づき、26の構成国における倒産規則の実施状況や評価を分析している（ハイデルベルク＝ルクセンブルク＝ウィーン報告書）[53]。

報告の概要（Executive Summary）部分は、管轄集中の原則について以下のような内容を述べている。構成国の国別報告書が示すところによると、ヨーロッパ司法裁判所の判例法をモデルとした、倒産関連訴訟について新たに管轄ルールを設ける必要性がある。その判例法とは、ある民事上の手続が倒産手続から直接生じ、かつ、この手続と密接に関係している場合には、その民事上の手続に基づく裁判は倒産に関連すると性質決定されるべきであるとするものである。この限界画定規準（delimitaion formula）は、*Gourdain v. Nadler* 事件ヨーロッパ裁判所判決で確立され、その後2009年 *Seagon v. Deko Marty* 事件ヨーロッパ司法裁判所判決で踏襲されたものであり、倒産関連訴訟の国際裁判管轄を決める新しい3a条［筆者注：2015年規則では6条に規定された］に明示的に規定されることとなった[54]。新3a条が意味するところの *vis attractiva concursus* が

53）Hess/Oberhammer/Pfeiffer, European Insolvency Law: Heidelberg-Luxemburg-Vienna Report, 2013, Rdnr. 1.

54）Hess/Oberhammer/Pfeiffer, a.a.O.（Fn. 53）, Rdnr. 58. See also Laukemann, a.a.O.（Fn. 20）, Rdnr. 489.

正当化されるのは、一方では、その目的が国際倒産手続の効率性を向上させるとともに国際倒産手続の管理運営を加速化させ、また、これまで広く認められている一般的な管轄の利益を侵害しない点にある。他方で、各々の訴訟は、いずれも倒産に特有の手続上の目的に貢献する、すなわち、債権者全体の権利を保護することを目的としているため集中化を図ることに合理性がある[55]。新3a条は、倒産手続が開始した構成国裁判所の専属管轄を定めるものである。例外的に、関連請求を併合する場合には、管財人は、規則Nr.44/2001の規定に基づいて民事および商事事件の関連請求について構成国裁判所が管轄を有する場合には、その限りにおいて、被告が住所を有する前記構成国裁判所に倒産関連訴訟を選択的に提起する権限を有すべきである[56]、と。

このように報告書では、国際裁判管轄に関する規則と倒産規則との限界づけを行ったうえで、倒産関連訴訟を倒産手続開始地国への集中（*vis attractiva concursus*）を肯定した。

他方、ハイデルベルク＝ルクセンブルク＝ウィーン報告書において、ドイツの国別報告は、倒産手続開始地国への集中原則の基礎となる、前述の *Seagon v. Deko Marty* 事件ヨーロッパ司法裁判所判決[57]に対して、相当厳しい批判（heavily criticised）がなされているとの報告を行っている[58]。

(2) 改正法の規定

つぎに改正法の条文がどのような規定となったのかを、改正規則の前文中の検討理由35とともに確認する（以下はいずれも試訳である）。

55）Hess/Oberhammer/Pfeiffer, a.a.O.（Fn. 53）, Rdnr. 59. See also Laukemann, a.a.O.（Fn. 20）, Rdnrn. 559−562.

56）Hess/Oberhammer/Pfeiffer, a.a.O.（Fn. 53）, Rdnr. 60. See also Laukemann, a.a.O.（Fn. 20）, Rdnr. 564 ff.

57）EuGH Urt. v. 12. 2. 2009, NJW 2009, 2189.

58）Hess/Oberhammer/Pfeiffer, a.a.O.（Fn. 53）, S. 569. たとえば、パウルスは、ヨーロッパ司法裁判所の判決に批判的である。Paulus, EuInsVO, 5. Aufl.2017, Art. 6 Rdnr. 1; vgl. auch Paulus, a.a.O.（Fn. 52）, S. 485, 491 f.

【検討理由 35（Erwägungsgründe35）】

「倒産手続を開始した構成国の裁判所は、倒産手続から直接生じ、かつ、この手続と密接に関係している訴訟についても管轄を有する。そのような訴訟には、たとえば、他の構成国に所在する被告に対する否認訴訟の他に、手続費用の予納といった倒産手続の進行上生ずる義務に関する訴訟が含まれる。これに対して、債務者が倒産手続開始前に締結した契約から生ずる義務の履行に関する訴訟は、手続から直接生じたものではない。このような訴訟が他の民事法または商事法上の訴訟と関連性を有し、裁判の効率に適う場合には、管財人は、双方の訴訟を被告の住所地の裁判所で提起することができる。たとえば、管財人が、経営者に対する倒産法上の責任訴訟を、会社法上または不法行為法上の訴えと併合する場合がこれに該当しうる。」

【第６条　倒産手続から直接生じ、かつ密接な関連性を有する訴訟の管轄】

第 1 項

3 条に基づき倒産手続が開始した領域の構成国の裁判所は、たとえば否認の訴えといった、倒産手続から直接生じ、かつ倒産手続と密接な関連性があるすべての訴えにつき管轄を有する。

第 2 項

第 1 項に基づく訴えが、同じ被告に対する別の民商事法上の訴えと関連性がある場合には、管財人は、双方の訴訟を、被告が住所を有する領域の構成国裁判所で提起することができ、または、複数の被告に対して訴えを提起する場合には、そのうちの一人が住所を有する領域の構成国裁判所で提起することができるが、これらの裁判所が規則（EU）Nr. 1215/2012 に基づき管轄を有する場合に限られる。

構成国の国内法上、占有債務者が財団のために訴えを提起することができる場合には、第 1 文は占有債務者にも適用する。

第 3 項

複数の訴えが密接に関係することから、手続を分離して実施することによる裁判の矛盾を回避するために、弁論および裁判が共通になされる必要があ

ると認められる場合には、それらの訴えは第2項にいう関連性を有するものとする。

まず、何が倒産関連請求に該当するのかについて、改正規定は *Gourdain v. Nadler* 事件および *Seagon v. Deko Marty* 事件が採用したルールを用いている[59]。6条1項は、専属管轄か否かについては明言していない。そのため解釈の余地があるが、この点については専属管轄であると解する見解が一般的なようである[60]。その根拠として、第一に、6条1項の文言が“管轄を有する *shall* have jurisdiction”とし、他方で6条2項が“管財人は、双方の訴訟を……提起することができる the insolvency practitioner *may* bring both actions”としている点をあげる。第二に、ヨーロッパ司法裁判所の判決が[61]、倒産関連訴訟について専属管轄を認めていることを理由とする。第三に、専属管轄とすることでTorpedo訴訟（イタリアなど訴訟手続が極端に長期化する国で裁判を開始することを指す）による弊害を回避できる点も挙げられる[62]。他方、6条2項および3項は、関連請求訴訟について、1項の例外として管財人による管轄の選択を認める[63]。また6条は、主手続に限定されない[64]。

この規定に対して、たとえばシャックは[65]、主たる利益の中心地（COMI）に専属管轄を設けることによって否認訴訟の相手方の管轄の利益が奪われたこ

59）Mangano, supra note 23, § 3.73.

60）Mangano, supra note 23, § 3.75; Mankowski, in: Mankowski/Müller/J.Schimidt, EuInsVO 2015, 2016, Art. 6 Rdnr. 27; Wimmer/Bornemann/Lienau, Die Neufassung der EuInsVO, 2016, Rdnr. 284. これに対して、Ringe, in: Bork/Zwieten（ed.）, Commentary on the European Insolvency Regulation, § 6.38（2016）は専属管轄と解することに反対する。

61）EuGH Urt. v. 15. 12. 2011, RIW 2012,166.

62）Thole, Negative Feststellungsklagen, Insolvenztorpedos und EuInsVO, ZIP 2012, 605, 609.

63）Hänel, in: Vallender, EuInsVO, 2017, Art. 6 Rdnr. 63; Wimmer/Bornemann/Lienau, a.a.O.（Fn. 60）, Rdnr. 284.

64）Hänel, a.a.O.（Fn. 63）, Art. 6 Rdnr. 43; Mangano, supra note 23, § 3.81; Mankowski, a.a.O.（Fn. 60）, Art. 6 Rdnr. 31; Wimmer/Bornemann/Lienau, a.a.O.（Fn. 60）, Rdnr. 272.

65）Schack, Internationales Zivilverfahrensrecht, 7.Aufl.2017, Rdnr. 1186.

とは疑問の余地はないが、それによってもたらされたのは、ヨーロッパ倒産規則とブリュッセル規則の整合的な解釈だけであると批判する。

5　まとめと検討

(1) EU 倒産規則での議論の変遷

ヨーロッパ倒産規則は、長年の紆余曲折を経て 2000 年 5 月 29 日の倒産手続に関するヨーロッパ連合理事会規則として制定された。そして、2000 年規則では、主手続開始地国裁判所が否認訴訟について管轄を有するのか否かをめぐり、規定が曖昧であったことから議論が生じていた。この問題について、ヨーロッパ連合構成国の国内法上、倒産裁判所に管轄を集中させている国々は、主手続開始国において否認訴訟の国際倒産管轄を専属的管轄とすることに好意的であった。他方、ドイツのように *vis attractiva concursus* を否定する国は、倒産手続開始地国に否認訴訟の管轄を集中させることには批判的であった。

この点について、ヨーロッパ司法裁判所は[66]、2009 年判決で主手続開始地国の倒産裁判所は、他の構成国に定款上の本拠地を有する者を相手とする否認訴訟の管轄を有すると判断した。さらに、ヨーロッパ司法裁判所は、2014 年判決で、場所的な適用範囲をさらに拡大した[67]。すなわち、主手続開始地国がヨーロッパ構成国である場合[68]、第三国であるスイスに本拠を有する者に対しても、倒産手続開始地国であることを理由に否認訴訟を提起する管轄を有するとした。

その後、これらの判決をもとに、2015 年改正ヨーロッパ倒産規則では管轄集中の原則が採用されたが、その際に、ドイツは前述のヨーロッパ司法裁判所判決に対して非常に強く反対していた[69]。

66）EuGH Urt. v. 12. 2.2009, NJW 2009, 2189.

67）EuGH Urt. v. 16. 1. 2014, NJW 2014, 610.

68）ただし、デンマークを除く。Schimidt, in: Mankowski/Müller/J.Schimidt, EuInsVO 2015, 2016, Art. 1 Rdnr. 52.

(2) ヨーロッパ倒産規則と日本企業の関わり

これまで見てきたヨーロッパ倒産規則における管轄集中原則の明文化に至るまでの経緯から、日本法への示唆を検討する前に、日本企業（あるいは日本人）がヨーロッパ倒産規則と関わりあうことはないのかという点について確認したい。ヨーロッパ倒産規則は、たしかにEU域内での渉外的な倒産を規律するルールである。その意味では、日本人または日本企業が直接この倒産規則と関係することは想定しにくい。しかしながら、つぎの場合には、日本企業がヨーロッパ倒産規則と関わりを有することになる。

まず、定款所在地が日本となっている企業に対して、EU構成国で倒産手続（主手続）が開始する可能性は排除されない。2015年ヨーロッパ倒産規則3条1項2文によると、反対事実の証明があるまでは、定款所在地が主たる利益の中心地と扱われることから、主たる利益の中心地（COMI）が定款上は日本になるものの、ヨーロッパ倒産規則との関係で、これが否定されてEU構成国内にあると判断される可能性があるからである。とくに、グループ企業や親子会社のような場合には、主たる利益の中心地が定款所在地と異なる可能性があり、これまでもヨーロッパ司法裁判所の判例においても問題となってきた[70]。したがって、グループ企業を構成する会社が日本に定款所在地を有していても、推定が覆されて、EU域内で倒産手続（主手続）が開始することもありうる[71]。

また、EU構成国で開始した倒産手続において日本企業が否認訴訟の相手方になる可能性がある。2014年ヨーロッパ司法裁判所判決（*Schmid* 対 *Hertel* 事件）により、主手続がEU域内の構成国で開始した場合に、否認訴訟の相手方が構

69）Hess/Oberhammer/Pfeiffer, a.a.O.（Fn. 53）, S. 569.

70）Vgl. Vallender/Zipperer, in: Vallender（Hrsg.）, EuInsVO, 2017, Art. 3 Rdnr. 16.

71）日本企業との関係でその点を説くのは、ハウ「ヨーロッパ倒産法の改正について」法学研究90巻3号35頁（2017年）。推定を覆す基準については議論があったが、ヨーロッパ司法裁判所は、ユーロフード事件（EuGH Urt. v. 2. 5. 2006 EuZW 2006, 337）で、第三者が客観的に認識できることを要求するアプローチ（いわゆるBusiness Activity Theory）を採用し、2015年改正ヨーロッパ倒産規則も、この考えを採用した。この点については、たとえば、Ringe, supra note 60, §3.42.

成国内に所在していなくても同規則の適用が認められた。この原則は、改正規則6条1項との関係でも維持されていると解される[72]。したがって、EU構成国で開始した倒産手続において、債務者と取引関係にあった日本企業が否認訴訟の相手方となる場面も考えられる[73][74]。

(3) 改正ヨーロッパ倒産規則からの示唆

つぎに、ヨーロッパ倒産規則の改正から日本法上示唆を得ることが可能か検討したい。まず、確認すべきは、日本法はUNCITRALモデル倒産法に依拠して国際倒産に関する規定を整備したことである。その点では、日本法はヨーロッパ倒産規則での議論や背景を直接参考にする素地は少ないといえる。たしかに、UNCITRALモデル法を制定する過程では、ヨーロッパにおける動向を参考にしたともいわれているが[75]、基本となる構造を異にしている部分も少なくない（たとえば、外国倒産手続の承認の扱いについて両者は大きく異なる[76]）。

しかしながら、ヨーロッパ倒産規則をめぐる議論から、どのような手続を倒産手続開始地国の管轄に集中させるべきなのかという問題をめぐり参考になる点があると考えられる。

まず、否認権を、国際倒産手続の開始原因を有する国で行使することを認め

72）Hänel, a.a.O.（Fn. 63）, Art. 6 Rdnr. 38.

73）ゴットヴァルトは、この判決によって否認訴訟の相手方が日本に本拠を有する場合でも、ヨーロッパ倒産規則に基づいて、主手続開始地国である構成国の裁判所は否認訴訟の管轄を有すると説く。ゴットヴァルト『ドイツ・ヨーロッパ民事手続法の現在』（中央大学出版会、2015年）103頁。

74）その点で、このヨーロッパ倒産規則との関係ではイギリスがEUを脱退した場合でも、イギリスとの関係では何ら変更はないことになる。この点については、つぎを参照。Koch, Gedanken zum *Brexit* – Insolvenzanfechtung, dingliche Rechte Dritter und weitere besondere Sachverhalte（Art. 7 ff. EuInsVO n.F.）nach dem *Brexit*, ZInsO 2016, 1884, 1886, Fn.24.

75）UNCITRAL Model Law on Cross-Border Insolvency with Guide to Enactment and Interpretation, at 23（Para 10）（2014）. たとえば、国際倒産手続開始のための主たる利益の中心地（COMI）の概念は、類似する。山本・前掲注4）255頁を参照。

76）参照、中西康「承認の理論的性格」金融・商事判例1112号（2001年）121頁。

るべきか、それとも国際裁判管轄の一般原則に服させるべきか考えてみたい。この点について、ドイツでは被告住所地原則が害されることを理由に批判が強く主張されていた。このような批判の背景には、ドイツでは国内倒産事件における否認訴訟の管轄について特則が設けられておらず、管轄の一般原則によって管轄が決められている点をあげることができる（*vis attractiva concursus* 原則の否定）。ドイツはローマ法を継受し、否認権や債権者取消権の基となったパウルス訴権（*actio Pauliana*）が普通法やラント法で認められていた[77]。その後、1898 年ドイツ破産法が 1900 年 1 月 1 日に施行となったが、否認訴訟の管轄は、民事訴訟法が定める普通裁判籍および特別裁判籍によって定まるものとされていた[78]。現在でもドイツ倒産法における否認訴訟の国内土地管轄は特則がなく、一般原則に服している[79]。このような国内事件での規律からするならば、国際倒産事件における国際裁判管轄の一般原則からの乖離、そして原告の住所地管轄の創設に否定的な傾向が生ずることも理解できる。他方、わが国の倒産法制では否認訴訟は倒産裁判所の専属管轄とされていることから（破産法 173 条 2 項、民事再生法 135 条 2 項、会社更生法 95 条 2 項）、ドイツとは出発点となる状況が異なる。日本の国内倒産管轄の規律方法からするならば、国際倒産の場面で倒産手続の開始地国での否認訴訟の管轄が導かれやすくなる（逆推知説の考え）。これらの規定の趣旨は、否認に関する判断を統一的に行うことで、事件の効率的処理が図られる点にメリットがあるとされる[80]。しかし、国内事件とは異なり国際倒産の場合に、いわば原告の裁判籍を一般的に認めるとも

77）松坂佐一『債権者取消権の研究』（有斐閣、1962 年）128 頁。

78）齋藤常三郎『外国法典叢書（13）独逸民事訴訟法（Ⅳ）破産法』（有斐閣、1956 年）117 頁。ドイツでは、否認権のほかに、いわゆる取消権法（倒産外における債務者の法的行為の取消に関する法律）に基づく債権者取消が認められているが、この取消権法に基づく取消の土地管轄も一般原則による。Münchener Kommentar/Kirchhof, Anfechtungsgesetz, 2012, § 13 Rdnr. 13.

79）Huber, a.a.O.（Fn. 43）, § 51 Rdnr. 31.

80）伊藤眞『破産法・民事再生法〔第 4 版〕』（有斐閣、2018 年）620 頁、竹下守夫編『大コンメンタール破産法』（青林書院、2007 年）〔田頭章一〕713 頁。

いえる倒産手続開始地国に否認訴訟の国際裁判管轄を認めることについて、国際紛争における被告の管轄の利益との関係で、どのような正当化根拠が考えられるのであろうか。国内管轄について説かれている根拠が、そのまま渉外事案においても妥当するとは言えず検討の余地がある。この点について、国内事件倒産で述べられた事件処理の効率性という根拠は、現在の日本における国際倒産をめぐる法状況の下ではかならずしも妥当しないように思われる。なぜならば、倒産手続の開始地国に否認訴訟を集中させることが国際倒産の事件処理を効率化させることにつながるといえるためには、その前提として同一債務者をめぐる国際倒産事件の管轄および準拠法といった法適用関係が各国で斉一的であることが求められるからである。現在の段階では、日本はまだその様な状況にはないと考えられる[81)]。しかし、別の観点からは、根拠づけが可能と考えられる。まず、否認訴訟の開始について債権者が強い関心を有していることや、国によっては否認権は債務者の財産の一体性を守るための唯一の手段である場合もあるところ[82)]、倒産手続開始地国には債務者をめぐる多くの利害関係人が所在するため、事件の重心が倒産手続開始地国にあるといえる。そして、このような事件の重心がある国での否認訴訟の提起、すなわち倒産手続開始地国において倒産関連訴訟が係属することは、当事者の予測可能性の範囲内にあるともいえる。これらのことは、比較法的に見て、国内倒産事件に関して少なからぬ国が *vis attractiva concursus* 原則を採用していること、また、ヨーロッパ司法裁判所判決を通じて 2015 年ヨーロッパ倒産規則が明文で採用していることからも根拠づけられると考える[83)]。

つぎに、否認訴訟を倒産手続開始地国の専属管轄とすることについて検討したい。この点は、とくに間接管轄の関係で問題が生じる。たとえば、会社更生

81）否認権の準拠法決定問題については各国での相違が著しい。前掲注 3）を参照。主手続開始原因については、モデル法採択国の間では一定程度、同じ扱いが認められる。モデル法採択国については、後掲注 83）を参照。

82）A/52/17-Report of the United Nations Commission on International Trade Law on the work of its thirtieth session, at 42（Para 212）（1997）.

事件では財産所在地管轄を認めていないので（会社更生法 4 条）、間接管轄（民事訴訟法 118 条 1 号）について鏡像理論を前提とすると、財産所在地国である外国の管轄ルールでは否認訴訟を提起することが認められたとしても、その外国で下された判決は日本では承認されないことになる。しかし、会社更生事件において、わが国の会社更生法が直接管轄原因から財産所在地を除外したのは、企業再建を目指す手続であることから活動実態を要求した結果であり、外国の倒産法が財産所在地管轄を肯定し、それによって、財産所在地国で管財人が否認権を行使した結果を承認する局面についてまで否定するのは債務者の財産の統一的な把握を阻害することになりかねない。むしろ、この場合、当該外国判決を承認することによって財団の増殖を図ることが可能になるといえることから、国際倒産事件の間接管轄の場面では、倒産手続開始原因は専属管轄の事由とはせず、一般の国際裁判管轄ルールに基づく否認訴訟も承認する方向で管轄原因を認めるべきであると考える。

最後に、国際倒産において倒産関連訴訟を倒産手続地国に集中させるルール採用した場合、どの範囲の訴訟についてまで、国際民事紛争における被告の管轄の利益を奪ってまで管轄集中が許されるのかは一つの問題領域となり得る。本稿では、否認訴訟についてのみ検討したが、倒産手続からの直接派生性・倒産手続との密接関連性を軸に管轄集中の可否を検討する EU 倒産規則での判例・学説の議論は、わが国においても参考となる点があると考えられる。

83）なお、スイスは EU 構成国でもなく、また UNCITRAL モデル法も採択していないが（モデル法採択国の一覧はつぎを参照。2019 年 1 月 20 日閲覧。http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/insolvency/1997Model_status.html）、ヨーロッパ倒産規則とモデル法を参考にした国際倒産法関係規定の改正が大詰めを迎えている。Vgl. Lorandi, Die Revision des internationalen Insolvenzrechts（Art. 166 ff. IPRG）, in: FS. Kostkiewicz, 2018, S.181,185; Staehelin Die Revision des schweizerischen internationalen Insolvenzrechts und das UNCITRAL Model Law, in: FS. Schnyder, 2018, S. 357 ff. 現在、スイスでは、否認訴訟の国際裁判管轄はスイスの専属管轄とし、また準拠法はスイス法によるとされている。Girsberger（Hrsg.）, Internationales Privatrecht, Besonderer Teil, 2018, Rdnr.2149; vgl. auch Kostkiewicz, Schweizerisches Internationales Privatrecht, 2.Aufl.2018, Rdnr. 3086.

［付記］

2018 年 3 月に退職された中島弘雅教授、そして三上威彦教授の学恩に感謝し、また今後のご壮健をお祈り申し上げる。

本稿は科研費 16H01990 に基づく成果の一部である。